

## 第4章 施策の展開

### 1 教育・保育環境の充実

#### (1) 小学校入学前の教育・保育の質の向上につなげる取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	幼稚園教諭・保育士等の資質向上	<p>幼児期の教育・保育は「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において整合性が図られています。</p> <p>子どもたちが小学校に入学するまでに身につけるべき必要な学びの機会を等しく提供し、小学校教育へ円滑に接続することができるように、令和2年度に作成した「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」の研修・実践を重ね、職員のさらなる資質向上を図ります。</p>
2	特に配慮が必要な子どもの支援に関わる職員の資質向上	<p>発達の状況や健康状態、家庭環境等から特に配慮が必要な子どもに対しては、一人ひとりの状況を的確に把握したうえで対応できるように、職員のスキルアップを図るとともに、専門機関等との連携を強化します。</p>
3	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携推進	<p>発達と学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育の充実を図り、小学校教育へ円滑に接続するために、平成29年度から「鳴門市幼稚園・こども園連絡協議会」、令和5年度から「連携小学校区連絡協議会」を設置し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の園種の壁を越えた連携を推進し、保育・教育指導力の向上に取り組めます。</p>
4	就学前教育・保育施設と家庭・地域社会・小学校との連携	<p>それぞれの就学前教育・保育施設、小学校が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期における教育・保育が、家庭や地域社会との関わりをもちながら、小学校教育との円滑な接続に向けて、連携強化に努めます。</p>
5	認定こども園の整備	<p>幼稚園、保育所両方の機能を併せ持つ認定こども園への移行を希望する私立幼稚園や保育所に対し、地域の実情や保護者のニーズを踏まえたうえで、必要な助言や支援を行います。</p>
6	保育士の処遇改善	<p>全国的に保育士の人材確保が課題となっていることから、保育士等が安心して保育に従事できるように、国・県の制度を活用するほか、市独自の補助制度により、鳴門市で働く保育士の処遇改善に取り組めます。</p>

No.	取り組み	取り組みの概要
7	保育士等の 就労継続支援	公立幼稚園の運営について、令和2年度に策定の「鳴門市公立幼稚園のあり方について」を踏まえ、望ましい施設の運営体制を確立し、職員が働きやすい職場環境・労働環境の整備に努めます。 また、職員が自己研鑽を継続的に積むことができる環境の充実を図り、誇りとやりがいをもてる職場づくりに取り組みます。
8	次世代を担う 人材の育成	将来の保育人材の確保に向けて、積極的に職場体験やインターンシップ等を受け入れ、次世代を担う若者へ保育士等の仕事の魅力を伝え、職業として保育士等をめざしてもらうための理解と体験の機会を提供します。
9	鳴門教育大学との連携 強化（学園都市化構想 連携協力推進事業）	「鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学との鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定書」に基づく、鳴門教育大学との教育・保育の分野での一層の連携協力のもと、鳴門町地区をモデル地区として、認定こども園、幼稚園、小・中学校において具体的な取り組みを進め、本市の教育・保育の充実・向上を図ります。
10	特別支援教育・ 保育事業の推進	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導・支援を行うことにより、子どもたちが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服することをめざして、相談体制の充実や幼稚園教諭・保育士・保育教諭の指導力の向上など、支援体制の充実に取り組みます。 また、子どもの発達段階や状況に応じた切れ目のない支援を行うため、家庭や地域をはじめ、医療・保健・福祉・教育等の各関係機関との連携を推進します。
11	発達相談事業の充実	医師・臨床心理士・保健師・幼稚園教諭・保育士・保育教諭が連携を図り、育児不安を抱える保護者や発達障がい疑われる子どもに対し、継続した支援の充実を図ります。また、具体的な支援方法について専門家から助言を受けることで、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の教育・保育の質を高めます。 【子どもの発達支援事業・発達相談】 子どもの発達支援及び保護者の育児支援のため専門家による個別相談を行うほか、保育所・認定こども園・幼稚園等関係機関と連携し、安心して就学できるよう継続的に支援を行います。 【保育所等巡回相談】 市内の保育所・認定こども園を巡回し、子どもの様子を観察しながら、育児不安を抱える保護者や軽度の発達障がい疑われる乳幼児をできるだけ早期に把握し、小学校入学までに関係機関の連携による適切かつ継続的な支援を実施します。
12	人権教育・保育事業の 推進	同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、同和教育の成果と手法を生かし、体験活動や仲間づくりを重視した、人権教育・保育を推進することにより、将来に向けて同和問題の解決と人権尊重社会の実現を担う子どもを育成します。

## (2) 多様化する保育ニーズに応えるための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	利用者支援事業の推進	鳴門市こども家庭センター（ネウボラ）において妊娠期から子育て期まで伴走型相談支援を通して、必要な子育て支援事業や多様な地域資源の紹介、連携等の利用者支援事業を行います。
2	子育て支援に関する情報発信の強化	子育て家庭や将来の母親・父親になる市民が、育児の楽しさを味わいながら、安心して子育てができるよう、SNS等を活用し、子育てに関する様々な施策や情報をわかりやすく、タイムリーに発信していきます。 今後も、多様な媒体を活用し、わかりやすい情報の周知や提供に努めていきます。
3	病児・病後児保育事業の実施	小学校6年生までの子どもが病気の回復期に至らない場合または病気の回復期で、集団保育等の困難な場合であっても、子どもを預かる事業を実施することで、保護者が安心して就労できる環境を整えます。
4	子育て短期支援事業の実施	保護者の疾病・事故・入院等で子どもを家庭で養育することが困難になった場合に短期入所生活援助（ショートステイ）、また夜間に保護者の就労等で子どもの養育が困難になった場合等に夜間養護（トワイライトステイ）を児童養護施設等を行うことにより、子どもやその家庭の福祉の向上を図ります。
5	一時預かり事業の充実	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった子どもを、保育所などで一時的に預かる事業を実施することで、保護者の短期就労やりフレッシュ等に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応します。 また、一時預かり事業（幼稚園型）により、教育時間終了後も預かり保育を行うことで、子育て家庭の様々なニーズに合わせて保護者の子育てを支援します。
6	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての応援がしたい方（提供会員）が会員となり、育児の相互援助活動を行うことで、地域における子育て支援を行います。 今後も両会員の増加につながるよう、事業の積極的な周知に取り組めます。
7	延長保育・休日保育事業の実施	多様化する就労形態の実態を把握し、各保育所や認定こども園と連携を図りながら、育児と就労の両面支援を図るために、休日の保育や需要の高い平日の保育時間の延長を実施します。
8	多様な主体の参入促進	住民ニーズに沿ったサービスの提供を進めていくために、多様な事業者の能力を活用することで、効果が高いと考えられる事業について民間事業者の参入を促進していきます。

### (3) 放課後の子どもの健全な育成に向けた取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	放課後児童対策の推進	国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施に努めます。
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えます。
3	放課後子供教室の推進	各小学校区において余裕教室などを活用し、地域の人たちの参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流等に取り組むための安全で安心な居場所を提供し、子どもの健全育成を進めます。
4	総合型地域スポーツクラブ活動の促進	地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブと連携することで、子どもたちが幼児期からスポーツに親しみ、その楽しさを実感することができる取り組みを進めます。 また、スポーツをする機会を十分提供できていない就学前の子どもに様々なスポーツ・運動に取り組む機会を提供し、幼児期におけるマルチスポーツを推進します。
5	子どもの居場所づくり事業の推進	子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通じて安心して過ごせる居場所づくりを実施する団体に対し、事業の実施に要する経費の助成を行うことで、すべての子どもたちが健やかに生活できる環境整備を進めていきます。



子ども食堂の様子

## 2 健やかな育ちのための切れ目のない支援

### (1) 妊娠期からの安心を築き、親子の健康を守るための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	切れ目のない子育て支援の充実	<p>安心して子どもを産み育てることができるよう鳴門市こども家庭センターにおいて関係機関と連携して妊娠期から子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を行います。</p> <p>特定妊婦、要保護児童等については地域の関係機関と連携して支援できるよう要保護児童対策地域協議会を活用し、継続的かつ包括的な支援を行います。</p>
2	妊産婦相談・乳幼児相談の推進	<p>鳴門市こども家庭センターにおいて、助産師、保健師等による継続した相談支援を通して、妊娠期から子育て期の不安の軽減や育児負担の軽減を図ります。</p> <p>また、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査後のフォロー体制を充実させ、早期に関わることで、その後発達支援がスムーズに展開できるように努めます。</p>
3	マタニティマーク普及・啓発	<p>妊産婦にやさしい環境づくりを推進するために、母子健康手帳交付時にマタニティマークのグッズを配布しています。また、身体障がい者の駐車場とあわせて妊産婦も駐車場の優先使用ができるよう、市役所において駐車スペースの確保を実施しています。</p> <p>また、マタニティマークについて市民への啓発活動に努め、妊婦にマタニティマークを積極的に活用してもらうことにより、周囲の理解を深めます。</p>
4	妊産婦健康診査の実施	<p>妊娠期の母体の健康管理や産後うつ、新生児虐待の予防を図るため、妊婦健康診査費用（14回）及び産婦健康診査費用（2回）の助成を行うことにより、妊娠期から子育て期の母親への支援を通して赤ちゃんの健やかな成長をめざします。</p>
5	妊婦歯科健康診査の実施	<p>生活習慣病の原因のひとつとして考えられる歯周病を、妊娠中から予防、治療することによって、低出生体重児や早産を予防するとともに、子どもの口腔衛生への意識づけを行い、将来の生活習慣病の予防につなげます。</p>
6	子育て世帯訪問支援事業の実施	<p>家事、子育て等に負担を抱えた妊産婦、子育て世帯に支援員が訪問し家事、子育て等の支援を実施、養育環境を整えることにより、育児負担の軽減を図ります。</p>
7	産後ケア事業の実施	<p>安心して子育てできるよう出産後1年以内の母子に対して医療機関を利用する「産後デイサービス事業」や「産後ショートステイ事業」、居宅を訪問して心身のケアや育児のサポートを行い、育児不安の軽減や休息を図ります。</p>

No.	取り組み	取り組みの概要
8	新生児聴覚検査助成事業の実施	<p>新生児聴覚検査の費用を助成し、聴覚に障がいのある児童の早期発見・早期の療育支援につなげます。</p> <p>妊娠中に、新生児聴覚検査受診票を交付することで、検査の重要性について啓発します。</p> <p>また、里帰り出産などで県外の医療機関で受診を受ける方に対し、償還払いで対応するなど、柔軟な体制のもと実施します。</p>
9	乳幼児健康診査の実施	<p>乳幼児の健やかな成長のため、乳児健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査等を実施しています。発育・発達等育児に関する保護者の不安を軽減するため、健康診査のフォロー体制の充実に努めます。</p>
10	歯科保健指導の推進	<p>むし歯予防と歯科保健に対する意識づけのため、乳児期より歯科衛生士による歯科指導を行うとともに1歳6か月児健康診査受診者に対しては、歯科医師会の協力を得て、フッ化物塗布事業を実施するなど、むし歯のない子どもたちの育成を図ります。</p>
11	子どもはぐくみ医療費助成事業の実施	<p>病気の早期発見と治療を促進することにより、子どもの健康の保持と増進を図るため、高校修了相当までの子どもが医療機関に通院・入院した場合の医療費を助成しています。</p>
12	未熟児養育医療費助成事業の実施	<p>体重が2,000グラム以下、または身体の発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんが指定された医療機関に入院した場合の医療費を助成しています。</p> <p>今後も、適正な助成を行い、乳児の健康保持増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。</p>
13	小児救急医療対策事業の実施	<p>休日夜間における小児の救急医療体制として、徳島県の東部医療圏域において診療をする仕組みを構築しています。</p> <p>今後も徳島県と協力しながら制度の維持に向けての取り組みを進め、市民に対する周知・啓発を実施します。</p>
14	予防接種事業の実施	<p>感染症の予防とまん延を防ぐため、予防接種法に基づき定期予防接種費用を助成しています。</p> <p>今後も接種体制の確保、正確な情報収集、迅速な対応に努めます。</p>
15	受動喫煙の防止	<p>受動喫煙から妊婦や子どもを守るため、市内の保育所、認定こども園、幼小中学校では敷地内完全禁煙を、市公共施設では敷地内禁煙、屋内禁煙を実施しています。</p> <p>また、妊産婦への禁煙指導や喫煙による健康被害、受動喫煙防止について情報提供を行います。</p>
16	不妊治療費助成事業の実施	<p>不妊症の治療を受けた夫婦に対して、当該治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進します。</p>

## (2) 子どもの健やかな育ちを見守るための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう赤ちゃん訪問事業）の実施	生後4か月までの乳児を持つすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施しています。母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、養育支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげていきます。
2	主任児童委員及び民生委員児童委員による相談（親子ですくすく声かけ訪問事業）の推進	地域で子どもや住民と直接接している主任児童委員、民生委員児童委員による相談活動を行い、家庭・施設・関係諸機関との連携により地域全体での子育てを進めることで、子どもの健やかな成長を支援します。
3	養育支援訪問事業の推進	母子保健活動や医療機関等との連携、また乳児家庭全戸訪問事業の実施を通して、様々な要因から養育が困難になっている子どもや家庭を早期に把握し、保健師等が家庭訪問、養育支援を行います。
4	発達相談事業の充実【再掲】	1 (1) No.11 (P.62) 参照
5	幼児教育支援センター事業(教育相談)の実施	子育てに悩んでいる小学校就学前(3～6歳)の保護者を対象に、幼児教育専門家(保育カウンセラー)による教育相談を定期的実施することで、子育て支援の充実を図ります。
6	ブックスタート事業の実施	5か月児を対象に、窓口で個別に絵本を配布することにより、絵本を通じて親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育む環境づくりを進めるブックスタート事業を実施しています。 また、おすすめの絵本リストや読み聞かせのポイント資料、図書館情報などを一緒に提供することにより、子どもの読書活動の大切さを伝えるとともに、乳幼児期からの読書のきっかけづくりを行います。

### (3) 食べることを通じた子どもの育ちのための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	地場産品の活用と食育の推進	<p>幼稚園や保育所、認定こども園の給食など様々な機会をとらえ、地場産品の活用を行うとともに、食文化や食の安全性、食料や食品生産に至る産業（農業・漁業）の理解を深める教育に努めます。</p> <p>食物を大切にし、「生命を大切にする心」、「郷土を思う心」を育てるため、鳴門の特産を使った郷土食を献立に加えた「郷土の食育」を推進します。</p> <p>栄養教諭等や養護教諭、保育所栄養士等が、子どもの身近な給食を通じて、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣ができるよう、保護者への情報提供を行い、家庭での食育への関心の高揚を図ります。</p>
2	妊婦・乳幼児への栄養指導の推進	妊婦の健康、胎児や乳幼児の健やかな発育のため、乳幼児健康診査等で実施している栄養指導の充実に努めます。
3	アレルギーがある子どもに対する支援の充実	食物アレルギーがある子どもに対して、マニュアルに基づき各施設での給食に関する対策を行うほか、保護者や教育・保育従事者のアレルギーに関する知識を深め、アレルギーのある子どもの保護者の不安や負担の軽減に取り組みます。

### (4) 子どもがのびのびと遊び、育つための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	運動能力の向上	まちづくりアドバイザー「木場克己」先生考案の「体幹バランストレーニング」を保育所等で実施することにより、就学前の子どもたちの運動能力向上を図ります。
2	様々な遊びや体験活動の推進	子どものまちフェスティバルでの様々な子どもの体験活動、地域で行われている三世代交流の伝承遊び体験、自然を感じる野外活動など、子どもがのびのび遊ぶことができる活動をまちぐるみで推進していきます。
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進【再掲】	Ⅰ（3）No.2（P64）参照
4	放課後子供教室の推進【再掲】	Ⅰ（3）No.3（P64）参照
5	総合型地域スポーツクラブ活動の促進【再掲】	Ⅰ（3）No.4（P64）参照
6	子どもの居場所づくり事業の推進【再掲】	Ⅰ（3）No.5（P64）参照

### 3 すべての子どもと家庭への支援

#### (1) 子育てへの不安や負担を軽減するための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	利用者支援事業の推進【再掲】	1 (2) No. 1 (P.63) 参照
2	子育て支援に関する情報発信の強化【再掲】	1 (2) No. 2 (P.63) 参照
3	産後ケア事業の実施【再掲】	2 (1) No. 7 (P.65) 参照
4	乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう赤ちゃん訪問事業）の実施【再掲】	2 (2) No. 1 (P.67) 参照
5	主任児童委員及び民生委員児童委員による相談（親子ですくすく声かけ訪問事業）の推進【再掲】	2 (2) No. 2 (P.67) 参照
6	養育支援訪問事業の推進【再掲】	2 (2) No. 3 (P.67) 参照
7	切れ目のない子育て支援の充実【再掲】	2 (1) No. 1 (P.65) 参照
8	幼児教育支援センター事業（教育相談）の実施【再掲】	2 (2) No. 5 (P.67) 参照
9	地域子育て支援拠点事業の実施	保育所などに通っていない子どもやその保護者を対象に、保育施設や民間施設を利用して子育て親子の交流の場の提供を行い、子育てに関する相談や、関連情報の提供、講習会などを実施しています。
10	幼稚園開放事業の推進	就学前の乳幼児のいる家庭を対象に、地域における子育て支援の場として、すべての公立幼稚園を毎月1回程度開放することにより、園児と一緒に遊ぶとともに、保護者同士の出会いや交流、園長等への相談の機会を提供するなど、子育て支援を推進します。
11	パートナー保育園事業（わんぱく教室）の推進	在宅乳幼児のいる家庭や妊娠中の方を対象に保育所を開放し、保育所の子どもたちや保育士と遊んだり、保護者同士が交流したりするとともに、保育士が育児相談や情報提供活動を行い、地域における子育て支援を行っています。

No.	取り組み	取り組みの概要
12	病児・病後児保育事業の実施【再掲】	1 (2) No.3 (P.63) 参照
13	子育て短期支援事業の実施【再掲】	1 (2) No.4 (P.63) 参照
14	一時預かり事業の充実【再掲】	1 (2) No.5 (P.63) 参照
15	ファミリー・サポート・センター事業の推進【再掲】	1 (2) No.6 (P.63) 参照
16	家庭児童相談の推進	家庭児童相談員が、子どもの養育、発達に関することや学校生活に関すること、家庭環境に関することなど、子どもや家庭に関する様々な相談を受け付け、関係機関と連携して、問題課題解決にあたります。
17	児童手当の支給	高校修了相当までの児童を養育している方に、子育てにかかる費用の一部を手当として支給することにより、家庭生活の安定を図り、次代の社会を担う子どもたちが心も体も健やかに育つよう支援を行います。
18	新生児聴覚検査助成事業の実施【再掲】	2 (1) No. 8 (P.66) 参照
19	子どもはぐくみ医療費助成事業の実施【再掲】	2 (1) No.11 (P.66) 参照
20	未熟児養育医療費助成事業の実施【再掲】	2 (1) No.12 (P.66) 参照
21	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	幼稚園、保育所、認定こども園等に対して、保護者が実費として支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を保護者の世帯所得の状況等を勘案して、助成する事業です。今後、国の動向に応じ、適切に実施します。
22	施設型給付費・地域型保育給付費の支給	幼稚園・保育所・認定こども園や地域型保育事業などを利用する本市の子どもに対し、必要に応じた認定を行い、国・県・市がその費用を負担することで、保護者が安心して施設や事業を利用できる環境を整えます。 また市独自に保育料の無償化に取り組み、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。
23	子どもの居場所づくり事業の推進【再掲】	1 (3) No. 5 (P.64) 参照

## (2) 子どもへの虐待を防止するための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	子育て世帯訪問支援事業の実施【再掲】	2(1) No.6 (P.65) 参照
2	乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう赤ちゃん訪問事業）の実施【再掲】	2(2) No.1 (P.67) 参照
3	主任児童委員及び民生委員児童委員による相談（親子ですくすく声かけ訪問事業）の推進【再掲】	2(2) No.2 (P.67) 参照
4	養育支援訪問事業の推進【再掲】	2(2) No.3 (P.67) 参照
5	女性支援事業の推進	<p>「配偶者暴力相談支援センター」である鳴門市女性支援センター『ばあとなー』は、女性への暴力の予防・根絶に努め、専門の相談員が相談者に様々な支援を行っています。</p> <p>今後も、面前DVによる児童虐待対応を行う「鳴門市こども家庭センター」や近隣自治体と連携を深めつつ、DV（配偶者等からの暴力）の救済と防止に向けた相談支援業務を行っていきます。</p>
6	要保護児童対策地域協議会の事業の推進	<p>虐待をはじめとする保護・支援を要する児童等が増加しており、相談内容も複雑化しています。</p> <p>鳴門市要保護児童対策地域協議会では、今後も専門機関や地域・関係機関が協力連携し、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を開き、情報共有を図ることで、要保護児童等の早期発見、迅速な対応、適切な保護につなげていきます。</p>
7	児童虐待防止に向けた周知啓発	<p>児童虐待防止を訴えるオレンジリボン運動を推進するとともに、関係機関とも連携して、市民に向けて、通告義務があることも含めて児童虐待防止のためのキャンペーンや周知啓発に取り組みます。</p>
8	社会的養護施策との連携	<p>子育て短期支援事業の確保に努めるとともに、児童養護施設等との連携や児童家庭支援センターの活用等のため、関係機関との連携を強化します。</p>

### (3) 生活困窮世帯・ひとり親家庭を支援するための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	ひとり親家庭への相談体制の充実	母子・父子自立支援員が、母子家庭や父子家庭の方が抱えている子育てや生活に関するいろいろな悩みを聞き、自立のための支援や問題解決のお手伝いをしています。 また、個々の家庭の状況に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して仕事探しを支援するなど、ひとり親家庭の経済的・精神的自立を支援します。
2	ひとり親家庭への生活支援の推進	母子家庭の母親が、生活上の問題のため児童の養育が十分できない場合に、母親と児童と一緒に生活できる母子生活支援施設への入所を支援します。また、ひとり親家庭において、一時的に生活援助などが必要となった場合に、必要な生活援助や乳幼児・児童の保育などを行う「家庭生活支援員」の派遣が受けられる事業や子どもたちの相談相手、遊び相手となる「ホームフレンド」の派遣を受けられる事業も紹介するなどサポートに努めます。
3	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の入院・通院時と、その児童を扶養している方の入院時の医療費の助成を行い、ひとり親家庭の保健と福祉向上を図ります。
4	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に児童扶養手当の支給を行います。
5	自立支援給付事業の推進	ひとり親家庭の母または父が、指定された教育訓練講座を受講した場合、その受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。 また、ひとり親家庭の母または父が、就職に有利な資格を取得するため1年以上養成機関（通信教育を含む）で修業する場合に、職業訓練給付金を支給するとともに、修了支援給付金を修了時に支給するなど、ひとり親家庭の自立と経済的負担を支援します。
6	各種資金の貸付	ひとり親家庭が、安定した生活を送るために資金が必要な際には、母子・父子福祉資金貸付金による各種貸付を行い、経済的に支援することにより生活の安定を図ります。
7	入所等の優先	ひとり親家庭について、選考基準に基づき、優先して保育所などへの入所や市営住宅への入居が図られるよう配慮します。
8	よりそい学習支援事業の推進	意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により、学力や進学について不安を抱えている小学5・6年生と中学生を対象に、学習支援や様々な交流活動を実施し、子どもたちの学力向上に加え、社会性や自立心の素地を育成します。
9	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施【再掲】	3(1) No.21 (P.70) 参照

(4) きめ細かな支援が必要な子どもや家庭をサポートするための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	児童育成支援拠点事業の推進	児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。
2	生活支援の充実	在宅の障がい児の地域での生活を支援するため、相談支援事業、日常生活用具給付事業など地域生活支援を行い、本人や家族へのサポートの充実を図ります。
3	特別児童扶養手当の支給	日常生活において、その負担の軽減を図ることを目的に、児童福祉施設等（保育所や通園施設などを除く）を利用していない、常に介護を必要とする20歳未満の子どもを監護・療育している方に、県と連携を図りながら特別児童扶養手当が支給されるよう支援します。
4	障害児福祉手当の支給	障がいのある子どもやその家族の経済的負担の軽減、生活支援のため、身体または精神に重度の障がいがあり、常に介護を必要とする20歳未満の方に対し、障害児福祉手当を支給します。
5	重度心身障害者医療費助成事業の実施	心身に一定の障がいのある子どもやその家族の経済的負担を軽減するため、重度心身障がい児（者）の医療費自己負担分の助成を行います。
6	自立支援医療制度（育成医療）の実施	身体に障がいや疾患があり、手術等により確実な治療効果が得られる18歳未満の子どもに対し、手術にかかる医療費の助成を行います。
7	特別支援教育・保育事業の推進【再掲】	1 (1) No.10 (P.62) 参照
8	養育支援訪問事業の推進【再掲】	2 (2) No.3 (P.67) 参照
9	アレルギーがある子どもに対する支援の充実【再掲】	2 (3) No.3 (P.68) 参照
10	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児支援のために、保健・医療・福祉・教育分野等関係機関の連携体制を構築します。 1 市体制では十分な支援体制を構築することは困難であるため、圏域等の単位で多機関連携を密にし、情報共有・サポート体制の強化を図ります。
11	発達相談事業の充実【再掲】	1 (1) No.11 (P.62) 参照

## 4 まちぐるみの子育て支援

### (1) 鳴門の力を生かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	鳴門教育大学との子ども・子育て支援充実のための連携強化	<p>鳴門教育大学と一層の連携を図り、本市の教育や保育の質をさらに向上させるとともに、子育て支援の充実を図ります。</p> <p>また、教育・保育の現場に教育実習生を積極的に受け入れ、次代の教諭や保育士の育成を支援します。</p>
2	異年齢・多世代交流の推進	<p>地域における世代間交流や異年齢児交流、地域の子育て家庭への育児講座等を実施するなど、世代間交流を通じた融和を促進するとともに、介護予防等の保健福祉の増進に寄与するため、高齢者と子育て世代、高齢者と子どもが世代を超えて互いに学びあい、相談できる交流の場を提供します。</p>
3	国際交流事業の推進	<p>ドイツ・リューネブルク市や中国・張家界市との国際交流を推進します。</p> <p>また、本市は『第九』アジア初演の地であることから、幼児期から『第九』に親しむなど、国際・国内交流を身近なものと感じてもらえるよう、より多くの子どもたちが参加できる交流の機会を提供し、相互理解と国際感覚を養うよう努めます。</p>
4	子どものまちの推進	<p>「子どものまち宣言」の趣旨に沿い、市民みんなが「子どものまちづくり」について考え、大人と子どもが語り合う機会を設けるために、子どものまちフェスティバルや各種講座などを開催し、「地域で子どもを育てる」という視点に立つ子どものまちづくりを推進します。</p> <p>今後も、子ども関係グループ・団体や関係機関で組織される「鳴門市子どものまちづくり推進協議会」の活動を支援し、子育て支援のネットワークを強化していきます。</p> <p>また、子育て世代のOBをはじめとする多様な主体が子ども・子育て支援に参画できる環境づくりに努めていきます。</p>
5	様々な遊びや体験活動の推進【再掲】	2(4) No.2 (P.68) 参照
6	ファミリー・サポート・センター事業の推進【再掲】	1(2) No.6 (P.63) 参照
7	子どものまちフェスティバルの開催	<p>鳴門市子どものまちづくり推進協議会が多くの団体の協力を得て、「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、伝統的な遊びなどの子ども体験コーナーを設け、子どもたちの主体的な体験活動を支援することを目的に開催しています。</p> <p>今後も関係機関・団体と連携し体験活動の充実を図るとともに、幅広く広報を行い、参加者の増加を図ります。</p>

No.	取り組み	取り組みの概要
8	地域子育て支援拠点事業の実施【再掲】	3 (1) No.9 (P.69) 参照
9	放課後児童対策の推進【再掲】	1 (3) No.1 (P.64) 参照
10	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進【再掲】	1 (3) No.2 (P.64) 参照
11	放課後子供教室の推進【再掲】	1 (3) No.3 (P.64) 参照
12	総合型地域スポーツクラブ活動の促進【再掲】	1 (3) No.4 (P.64) 参照
13	ブックスタート事業の実施【再掲】	2 (2) No.6 (P.67) 参照



子どものまちフェスティバル



マルチスポーツの推進  
(徳島インディゴソックス投げ方教室)

## (2) 子育てと仕事の両立を支えるための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	病児・病後児保育事業の実施【再掲】	I (2) No.3 (P.63) 参照
2	一時預かり事業の充実【再掲】	I (2) No.5 (P.63) 参照
3	延長保育・休日保育事業の実施【再掲】	I (2) No.7 (P.63) 参照
4	子育て短期支援事業の実施【再掲】	I (2) No.4 (P.63) 参照
5	ファミリー・サポート・センター事業の推進【再掲】	I (2) No.6 (P.63) 参照
6	特別支援教育・保育事業の推進【再掲】	I (1) No.10 (P.62) 参照
7	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進【再掲】	I (3) No.2 (P.64) 参照
8	男女共同参画事業の推進	学校教育・家庭教育における男女平等教育の推進、男女が安心して子育てができる環境づくり、地域における子育て支援等の様々な施策を推進することで、男女共同参画社会を形成します。
9	事業主への啓発	仕事と子育ての両立を図るには、休暇制度等の雇用環境の整備、地域貢献活動への理解が必要です。 国・県の取り組みと連携し、また、商工会議所・商工会と協調しながら事業主への啓発活動を行い、仕事と子育ての両立を推進するための社会づくりに向けた取り組みの促進を図ります。
10	男性の育児参加の支援	父親への妊婦体験や沐浴体験等を通して父性の醸成を図り、家族で育児に取り組めるよう支援します。



プレママパパ教室

## 5 安全・安心な子育て環境づくり

### (1) 親子にやさしい環境を整えるための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	子どもの遊び場の整備	子どもやその家族が、身近に遊ぶことができる場所として、既存施設の安全対策の強化及び更新など、公園整備に努めるとともに、除草・清掃、緑化などについては、地域の協力を得ながら市民協働による維持管理に努めます。
2	公共の場所等における子育て世帯にやさしい施設の整備	乳幼児を連れて外出する方が、オムツ換えや授乳時に困ることがないように、公共施設等において現在の施設の状況に応じて、ベビーベッドやトイレ等の整備及びバリアフリー化を推進するとともに、清潔で安心して使用できるよう適切な維持管理に努めます。
3	防犯灯・街路灯等の整備	子どもたちが、夜間に車の通行や犯罪から身の危険を感じることなく、安全かつ安心に施設を利用でき、道路を通行できるよう、今後も継続して関係機関との協議を行うとともに、地域の理解と協力を得ながら、防犯灯や街路灯等の設置及び維持管理を行います。
4	道路環境の整備	関係機関と連携・協議を行いながら、危険箇所の改良に努め、妊産婦や子ども連れの保護者等すべての人が安心して通行できるよう歩道を含めた道路整備と維持管理に努めます。 また、これまでのパトロールや、電話連絡等に加え、情報提供システムの「道レポ」を活用することで道路危険個所の把握及び事故予防に努めます。
5	公共の場所における放置自転車対策の推進	放置自転車は、駐輪場の適正な利用を阻害し、歩道を占拠するなど、駐輪場利用者や妊産婦、ベビーカーを使用する子ども連れの保護者等の通行に支障をきたす可能性があることから、市駐輪場に長期放置されている自転車の撤去を各関係機関と連携を図り実施していきます。 また、歩道等に長期放置されている自転車を発見した場合は警察への照会を行い、適宜、警告・撤去等で放置状態を解消します。
6	交通環境の整備	道路環境に応じて、反射鏡・防護柵・区画線など交通安全施設の整備を図るとともに、道路の整備状況や交通実態に応じて関係機関と調整し、交通環境のよりよい整備に努めます。
7	効果的な交通規制の実施	道路の整備状況や交通の実態を考慮し、通行する歩行者・車両がともに安全かつスムーズに利用できるよう検討し、地元警察署と連携を図りながら効果的な交通規制の実施を促進します。

No.	取り組み	取り組みの概要
8	教育・保育施設の整備	安全で安心して教育活動を展開できるよう、点検や現地調査等を通じて施設の状況を把握し、計画的な施設整備に努めるとともに、子どもたちの生活スタイルや社会状況の変化に対応した快適な教育環境の充実を図ります。
9	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進【再掲】	1 (3) No.2 (P.64) 参照
10	放課後子供教室の推進【再掲】	1 (3) No.3 (P.64) 参照
11	マタニティマーク普及・啓発【再掲】	2 (1) No.3 (P.65) 参照
12	受動喫煙の防止【再掲】	2 (1) No.15 (P.66) 参照

## (2) 子どもを災害・犯罪・事故から守るための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	危機管理体制の整備	<p>「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づき、幼児・児童及び職員の災害発生時の安全確保と一時避難に必要な災害対応備品等を整備するとともに、防災教育及び防災管理・組織活動の充実と推進を図ります。保育所・認定こども園・放課後児童クラブについても、危機管理マニュアルに基づいた危機管理体制の整備を図ります。さらに、すべての幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおいて、以下の取り組みを実施します。</p> <p>【避難訓練の実施】</p> <p>定期的な避難訓練を実施することにより、子どもたちの危機意識の醸成や迅速かつ円滑な避難行動につなげます。また、保護者や自主防災会、地区自治振興会、消防分団など関係機関と連携し、合同訓練の実施や危険箇所等の改善に向けた対策を検討します。</p> <p>【防災教育の実施】</p> <p>防災教育を継続的に実施するとともに、「フェーズフリー」について子どもたちへの啓発を行います。</p> <p>【連絡体制の整備】</p> <p>災害時における子どもの安全確認方法、通信手段が断絶した場合の情報伝達方法等の周知徹底を図るなど、保護者からの情報収集や学校等からの伝達などが迅速かつ確実にできるよう、連絡体制の整備を図ります。</p>

No.	取り組み	取り組みの概要
2	地域ぐるみの防犯活動の推進	<p>保育所と認定こども園では、定期的に不審者対応の避難訓練を行い、幼稚園等では誘拐防止教室を行うなど、警察署や鳴門市防犯協会と連携を密にして、防犯対策を推進します。</p> <p>また、地域住民による子どもの見守りパトロールや青色防犯パトロール活動、子ども110番の家など、地域ぐるみで不審者等から子どもの安全を守る取り組みを推進します。</p>
3	新入园児・児童への黄色い帽子の贈呈	<p>子どもを交通事故から守るため、運転者から視認性に優れた黄色い帽子を市内の新入园児・新入学児童すべてに贈呈しています。黄色い帽子をきっかけとして、子どもには交通安全の大切さ、大人には、交通弱者である子どもへの思いやり運転を啓発します。</p>
4	交通安全教育の推進	<p>幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における基本的な交通のきまりを理解すること、それを守り、安全に行動できる習慣を身につけさせることを目標とします。</p> <p>幼稚園・保育所・認定こども園においては、家庭や警察、関係機関と連携を図りながら、参加・体験・実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。</p>
5	交通安全運動の推進	<p>鳴門市交通安全協会をはじめとする地域の各種団体と連携して、子どもを交通事故から守るため、各季の交通安全運動を積極的に推進して、市民の交通安全意識を高めます。</p> <p>特に、「春・秋の交通安全運動」においては、「人の波 2,000 m 作戦」を展開し、歩道上からドライバーに、無謀運転防止やチャイルドシート着用、自転車乗車時のヘルメット着用などの交通安全を呼びかけます。</p> <p>また、交通安全講習を通じて、自転車利用時のヘルメット着用による効果や命の大切さを伝えていきます。</p>



黄色い帽子の贈呈